

郵便送金業務に関する約定

郵便送金業務に関する約定

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件とし、特に、金融包摂を促進するため及び指定された事業体のネットワーク間の相互運用を可能とする方式に基づきできる限り多くの利用者に適応した安全なかつ利用の容易な郵便送金業務を実施するため、同憲章の原則に合致する次の約定を作成した。

第一部 郵便送金業務に適用される共通の原則

第一章 総則

第一条 この約定の範囲

1 加盟国は、次の郵便送金業務のうち少なくとも一が自国の領域において提供され、又は認められるよう最善の努力を払う。

1.1 現金為替 差出人は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、その為替金の

全額を、現金により、かつ、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。

1.2 払出為替 差出人は、指定された事業体が保有する自己の口座からの払出登記を指図し、その為替金の全額を、現金により、かつ、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。

1.3 払込為替 差出人は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、その為替金を、一切の控除が行われることなく受取人の口座に入金することを請求する。

1.4 郵便振替 差出人は、指定された事業体が保有する自己の口座からの払出登記を指図し、その金額の全額を、一切の控除が行われることなく、払渡側の指定された事業体に開設されている受取人の口座への受入登記を請求する。

1.5 代金引換為替 代金引換郵便物を受け取る者は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、又は自己の口座からの払出登記を指図し、代金引換郵便物を差し出す者が指定した金額の全額を、一切の控除が行われることなく代金引換郵便物を差し出す者に払い渡すことを請求する。

1.6 緊急為替 差出人は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で郵便送金指図を預け入れ、当該郵便送金指図を三十分以内に送達すること及び名宛国の指定された事業体の業務が利用できる拠点（当該

拠点の一覧表に従う。)で、その為替金の全額を、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。

2 この約定の実施のための手続については、この約定の施行規則に定める。

第二条 定義

1 「権限のある当局」とは、自国の法令によって与えられた権限に基づき、指定された事業体及びこの条に規定する者の活動を監督する加盟国の当局をいう。権限のある当局は、資金洗浄及びテロリストに対する資金供与への対処に従事する行政機関又は司法機関、特に自国の金融情報機関及び監督機関と連絡をとることができる。

2 「内払金」とは、払渡側の指定された事業体の郵便送金業務の資金繰りを容易にするため、振出側の指定された事業体から払渡側の指定された事業体に部分的に支払われる前払金をいう。

3 「資金洗浄」とは、資金の違法な起源を隠匿し、若しくは偽装するため、又は犯罪活動に参加した者がその活動による法律上の責任を免れることを援助するため、犯罪活動又は当該活動への関与によって得られた資金であることを知りながら、団体又は個人によって行われる当該資金の交換又は移転をいう。洗浄

される資金を得るための活動が他の加盟国又は第三国の領域において訴追の対象となる場合も、同様とする。

4 「分別管理」とは、利用者の資金を郵便送金業務の実施以外の目的に使うことを防止するため、利用者の資金を指定された事業体の資金から強制的に分離することをいう。

5 「清算機関」とは、多数者間の交換の枠組みにおいて、一の事業体から他の事業体へ提供される業務から生ずる相互の債務及び債権を取り扱う清算のための機関をいう。清算機関の役割は、決済銀行を通じて決済される事業体の間の取引を記帳し、及び決済に不備があった場合には必要な措置をとることである。

6 「清算」とは、関係者間で定期的な借記及び貸記を行うことで支払の回数を最小限に保つことを可能にする制度をいう。清算は、二者間の残高を確定する段階及びこれらの残高を合算することによって、関係する主体の借方又は貸方の持高に応じて一回限りの決済を行うために関係する全ての主体に対する各主体の総合的な持高を算出する段階の二の段階から成る。

7 「集中口座」とは、一の口座に統合された出所の異なる資金の集合をいう。

8 「決済用口座」とは、指定された事業体が二者間において相互に開設する郵便振替口座であって、当該

口座を通じて相互の債務及び債権を決済するものをいう。

9 「犯罪活動」とは、国内法令に定義する犯罪又は軽罪へのあらゆる種類の関与をいう。

10 「保証預託金」とは、指定された事業体の間における支払を保証するため、現金又は証券の形で預託される金額をいう。

11 「受取人」とは、差出人により郵便為替又は郵便振替の受益者に指定される自然人又は法人をいう。

12 「第三通貨」とは、二の通貨の間で交換ができない場合に、又は口座の清算若しくは決済のために、中間的に使用される通貨をいう。

13 「利用者についての相当の注意」とは、指定された事業体の一般的な義務であり、次の義務から成る。

13.1 利用者の本人確認

13.2 郵便送金指図の目的に関する情報の入手

13.3 郵便送金指図の監視

13.4 利用者に関する情報が最新のものであることの確認

13.5 権限のある当局への疑わしい取引の報告

14 「郵便送金指図に関する電子データ」とは、電子的手段によって一の指定された事業体から他の指定された事業体に送付されるデータ（郵便送金指図の実施、調査請求、宛先の変更若しくは訂正又は払戻しに関するもの）であつて、郵便送金指図又は郵便送金指図に関連する要求の状態の変更を示すものをいい、指定された事業体によって入力されるか指定された事業体の情報システムによって自動的に生成されるかを問わない。

15 「個人情報」とは、差出人又は受取人を特定するために必要な情報をいう。

16 「郵便情報」とは、郵便送金指図の送達及び追跡、統計並びに集中清算制度のために必要な情報をいう。

17 「電子データ交換（EDI）」とは、連合のシステムと互換性のあるネットワーク及び標準様式を用いて行われるコンピュータの間における業務に関する情報の交換をいう。

18 「差出人」とは、指定された事業体に対し、連合の文書に従つて郵便送金指図を実施するよう指示を与える自然人又は法人をいう。

19 「テロリストに対する資金供与」とは、テロリズムの行為、テロリスト及びテロリストの組織への資金

供与をいう。

20 「利用者の資金」とは、差出人により現金で振出側の指定された事業体に払い込まれ、振出側の指定された事業体に開設された差出人の口座より払出登記され、又は他のあらゆる安全な送金手段により支払われる金額であつて、この約定及びその施行規則に従い、差出人が指定した受取人への払渡しを目的として、差出人により振出側の指定された事業体又は他の金融機関のため用意されたものをいう。

21 「代金引換為替」とは、代金引換郵便物の送達と引換えに行われる郵便送金指図を意味する業務上の用語である。

22 「振出通貨」とは、名宛国の通貨又は名宛国が認めている第三通貨であつて振り出された郵便送金指図において用いられるものをいう。

23 「振出側の指定された事業体」とは、連合の文書に従い、郵便送金指図を払渡側の指定された事業体に送達する指定された事業体をいう。

24 「払渡側の指定された事業体」とは、連合の文書に従い、名宛国において郵便送金指図の実施について責任を有する指定された事業体をいう。

- 25 「有効期間」とは、郵便送金指図を実施し、又は取り消すことができる期間をいう。
- 26 「業務が利用できる拠点」とは、利用者が郵便送金指図を預け入れ、又は受け取ることのできる物理的な又は仮想の場所をいう。
- 27 「手数料」とは、受取人への払渡しのために、振出側の指定された事業体が払渡側の指定された事業体に対し支払う義務を負う金額をいう。
- 28 「取消権」とは、払渡しの時まで又は払渡しが行われていない場合には有効期間の満了の時まで、差出人が自己の郵便送金指図（郵便為替又は郵便振替）を取り消すことのできる権利をいう。
- 29 「取引先リスク」とは、契約の一方の当事者が債務不履行となるリスクであって、損失又は流動性リスクをもたらすものをいう。
- 30 「流動性リスク」とは、取引先又は決済制度への参加者が、所定の期日までに債務の全部を履行することが一時的にできなくなるリスクをいう。
- 31 「疑わしい取引の報告」とは、指定された事業体が、自国の法令及び連合の決議に基づいて疑わしい取引に関する情報を自国の権限のある当局に提供する義務をいう。

32 「追跡及び特定」とは、郵便送金指図の進捗状況を監視し、並びにその所在及び実施状況をいつでも特定できる制度をいう。

33 「料金」とは、差出人が、郵便送金業務のため、振出側の指定された事業体に支払う金額をいう。

34 「疑わしい取引」とは、資金洗浄又はテロリストに対する資金供与という犯罪に結びつく一回の又は繰り返し行われた郵便送金指図又は郵便送金指図に関する払戻しの請求をいう。

35 「利用者」とは、この約定に基づいて郵便送金業務を利用する差出人又は受取人である自然人又は法人をいう。

第三条 この約定への加入から生ずる義務を履行する責任を負う一又は二以上の機関の指定

1 加盟国は、郵便送金業務の提供に係る政府の規制及び監督の実施に責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。

2 加盟国は、また、少なくとも一の郵便送金業務を提供し、又は認めることにより自己のネットワークによって郵便送金業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。

3 1及び2に規定する六箇月の期間内に加盟国からの通報がない場合には、国際事務局は、当該加盟国に督促状を発する。

4 大会議から大会議までの間における政府機関及び正式に指定された事業体の変更は、可能な限り速やかに国際事務局に通報する。

5 指定された事業体は、この約定に従い郵便送金業務を提供する。

第四条 加盟国の役割

1 加盟国は、自国の指定された事業体による不履行が生じた場合には、当該指定された事業体が連合の文書に従い他の指定された事業体に対して負う責任に影響を及ぼすことなく、郵便送金業務の継続の確保を図るため、必要な措置をとる。

2 加盟国は、自国の指定された事業体による不履行が生じた場合には、国際事務局を通じ、この約定の締約国である他の加盟国に対して次の事項を通報する。

2.1 指定された日から更なる通報があるまでの間における郵便送金業務の停止

2.2 新たな指定された事業体がある場合には、当該新たな指定された事業体の責任においてその業務を回

復するためにとる措置

第五条 事業体の役割

- 1 指定された事業体は、他の事業体及び利用者に対し、郵便送金業務の実施について、責任を負う。
- 2 指定された事業体は、自国の法令に従い、業務リスク、流動性リスク、取引先リスク等について、責任を負う。

- 3 加盟国によって委託された郵便送金業務を実施するため、指定された事業体は、自ら選択する指定された事業体との間で二者間又は多数者間の取決めを行う。

- 4 1から3までに定める義務に影響を及ぼすことなく、指定された事業体は、自国の法令に従い、郵便送金業務（加盟国により委託されたものをいう。）の相互接続及び運営について自己と契約関係にある他の機関に部分的に更なる委託を行うことができる。この点に関し、当該指定された事業体は、自らの義務がこの約定に従って継続的に履行されることを保障するものとし、また、自己と他の加盟国の指定された事業体及び国際事務局との関係において全ての責任を負う。

第六条 郵便送金業務に関する資金の帰属

1 代金引換為替の場合を除くほか、郵便送金指図の実施のために現金で払い込まれ、又は口座より払出登記された金額は、それが受取人に払い渡される時まで、又は受取人の口座に受入登記される時まで、差出人に帰属する。

2 代金引換為替の場合を除くほか、郵便送金指図の有効期間中、差出人は、相当額が受取人に払い渡される時まで、又は受取人の口座に受入登記される時まで、当該郵便送金指図を取り消すことができる。

3 代金引換為替の実施のために現金で払い込まれ、又は口座より払出登記された金額は、そのような郵便送金指図を実施する時から、代金引換郵便物を差し出す者に帰属する。当該郵便送金指図は、取り消すことができない。

第七条 資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処

1 指定された事業体は、自国の法令及び国際法から生ずる義務（資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処に関するものを含む。）を履行するため、全ての必要な措置をとる。

2 指定された事業体は、自国の法令に従い、自国の権限のある当局に疑わしい取引の報告を行う。

3 この約定の施行規則は、資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処のため、

利用者の本人確認、利用者についての相当の注意及び規則を実施するための手続に関し、指定された事業体が履行する義務の詳細を定める。

第八条 秘密性及び個人情報の利用

1 加盟国及びその指定された事業体は、自国の法令並びに適当な場合には国際的な義務及びこの約定の施行規則に従い、個人情報の秘密性及び保護を確保する。

2 個人情報は、適用される国内法令及び国際的な義務に従い、その収集された目的のためにのみ利用することができる。

3 個人情報は、適用される国内法令により当該個人情報を入手することが許可された第三者にのみ提供される。

4 指定された事業体は、その利用者にその個人情報の利用及びこれを収集した目的について周知させる。

5 郵便送金指図を実施するために必要な情報は、秘密とされる。

6 統計のため、並びに場合によっては業務の質の評価及び集中清算のため、指定された事業体は、万国郵便連合国際事務局に少なくとも年一回郵便情報を提供することが求められる。同事務局は、全ての個々の

郵便情報を秘密のものとして取り扱う。

第九条 技術的中立

1 この約定に規定する業務を提供するために必要な情報の交換は、技術的中立の原則（当該業務の提供が特定の技術の利用に依存しないこと）に従う。

2 郵便送金指図を実施するための手続（預入れ、入力、送達、払渡し、払戻し、調査請求の処理又は受取人に資金を払い渡す期限に係る条件を含む。）は、郵便送金指図の送達のために利用される技術に応じて異なり得る。

3 郵便送金業務は、異なる技術の組合せに基づいて提供することができる。

第二章 一般原則及び業務の質

第十条 一般原則

1 ネットワークを通じた利用の容易さ及び金融包摂

1.1 郵便送金業務は、できる限り多くの利用者の当該業務の利用の容易さを確保するため、並びに合理的な価格の下における幅広い郵便送金業務の利用の容易さ及び利用を確保するため、指定された事業体に

より、そのネットワーク又は他の提携するネットワークを通じて提供される。

- 1.2 全ての利用者は、指定された事業体との間における契約上又は商業上の関係にかかわらず、郵便送金業務を利用することができる。

2 資金の分離

- 2.1 利用者の資金については、分別管理を行う。当該資金及び当該資金から生ずる流れは、事業体の他の資金及びその流れ、特に事業体自体の資金から分離される。

- 2.2 指定された事業体の間における手数料に関する決済は、利用者の資金に関する決済とは区別される。

3 郵便送金指図に係る振出通貨及び払渡通貨

- 3.1 郵便送金指図の金額は、名宛国の通貨又は名宛国が認めている他の通貨をもって表示し、及び払い渡す。

4 拒否の不可能性

- 4.1 電子的手段による郵便送金指図の送達は、適用される技術基準に伝達情報が適合する場合には、振出側の指定された事業体は当該指図の存在に疑義を差し挟んではならず、また、払渡側の指定された事業

体は当該指図を受け取った事実を否定してはならないという意味において、拒否の不可能性の原則に従う。

4.2 電子的手段によって送達される郵便送金指図の拒否の不可能性は、指定された事業体が使用するシステムのいかなを問わず、技術的手段により確保する。

5 郵便送金指図の実施

5.1 指定された事業体の間で送達された郵便送金指図は、実施されなければならない。ただし、この約定及び自国の法令に従うことを条件とする。

5.2 指定された事業体のネットワークにおいて、双方の加盟国が同じ通貨を使用する場合には、差出人によって振出側の指定された事業体に払い込まれる金額は、払渡側の指定された事業体によって受取人に払い渡される金額と同一のものとする。双方の加盟国が異なる通貨を使用する場合には、当該金額については、振出時又は払渡時に設定されている為替の換算率に基づいて換算する。

5.3 現金での受取人への払渡しは、払渡側の指定された事業体が相当額を差出人から受領することを条件としない。当該払渡しは、振出側の指定された事業体が払渡側の指定された事業体に対し、内払金を支

払うこと、定期的な決済を行うこと、決済用口座に入金すること又は集中清算決済制度を通じて決済を行うことに係る義務を履行していることを条件として行われる。

5.4 払渡側の指定された事業体による受取人の口座への入金に先立ち、振出側の指定された事業体は、相当額を差出人から受領する必要がある。当該振出側の指定された事業体は、払渡側の指定された事業体に当該相当額を提供する。当該相当額については、振出側の指定された事業体の決済用口座から又は集中清算決済制度を通じて支払うことができる。

6 料金の設定

6.1 振出側の指定された事業体は、郵便送金業務の料金を定める。

6.2 6.1に規定する料金には、差出人の要求する選択的又は補足的な業務に応じて、経費を加えることができる。

7 料金の免除

7.1 捕虜及び抑留された文民に送達する郵便物の郵便料金の免除に関する万国郵便条約の規定は、このような受取人に係る郵便送金業務についても適用する。

8 払渡側の指定された事業体に対する手数料

8.1 払渡側の指定された事業体は、郵便送金指図の実施のため、振出側の指定された事業体から手数料を受領する。

9 指定された事業体の間における決済の頻度

9.1 差出人により、受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される金額についての決済であつて指定された事業体の間におけるものの頻度は、手数料についての決済であつて指定された事業体の間におけるものの頻度と異なるものとすることができる。受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される金額は、少なくとも毎月一回決済される。

10 利用者への情報提供の義務

10.1 利用者は、次の情報を得る権利を有する。当該情報は、公表され、かつ、全ての差出人に通知されるものとする。

郵便送金業務の提供条件、料金、経費、為替の換算率及び方法、責任を果たす条件並びに情報提供及び調査請求の業務を行う場所

- 10.2
10.1 に規定する情報は、無償で提供される。

第十一条 業務の質

- 1 指定された事業体は、団体商標によって郵便送金業務を特定することを決定することができる。
- 2 郵便業務理事会は、電子的手段によって送達される郵便送金指図に係る業務の質に関する目標、要素及び基準を定める。
- 3 指定された事業体は、電子的手段によって送達される郵便送金指図に係る業務の質に関する最少限度の要素及び基準を用いなければならない。

第三章 電子データの交換に関する原則

第十二条 相互運用性

1 ネットワーク

- 1.1 指定された事業体は、全ての指定された事業体の間における郵便送金業務の実施に必要なデータの交換を確保し、及び業務の質について監視するため、連合の電子データ交換（EDI）のシステム又はこの約定に従って郵便送金業務の相互運用性を確保する他のシステムを使用する。

第十三条 電子的な交換の安全性の確保

- 1 指定された事業体は、その設備が適切に機能することについて責任を負う。
- 2 データの電子的な送付は、送付するデータの真正性及び完全性を確保するため、安全でなければならぬ。
- 3 指定された事業体は、国際基準に従い、取引を安全なものとしなければならない。

第十四条 追跡及び特定

- 1 指定された事業体が利用するシステムは、相当額が受取人に払い渡される時まで若しくは受取人の口座に受入登記される時まで、又は該当する場合には差出人に払い戻される時まで、差出人が自己の郵便送金指図及び取消権の処理を監視することができるものとする。

第二部 郵便送金業務に関する規則

第一章 郵便送金指図の処理

第十五条 郵便送金指図の預入れ、入力及び送達

- 1 郵便送金指図の預入れ、入力及び送達に係る条件については、この約定の施行規則に定める。

2 郵便送金指図の有効期間については、延長することができない。当該有効期間については、この約定の施行規則に定める。

第十六条 確認及び資金の引渡し

1 払渡側の指定された事業体は、自国の法令に従って受取人の本人確認を行い、受取人の提供する情報が正確であることを確認した後、現金による払渡しを行う。払込為替又は振替の場合には、受取人の口座に当該払渡しの金額を受入登記する。

2 資金の引渡しの期限は、指定された事業体の間における多数者間又は二者間の取決めにより設定される。

第十七条 限度額

1 指定された事業体は、自国の法令に基づいて設定する差出し及び受取の限度額を万国郵便連合国際事務局に通報する。

第十八条 払戻し

1 払戻しの範囲

1.1 郵便送金業務の枠組みにおける払戻しについては、振出国の通貨による郵便送金指図の全額を対象とする。払い戻される金額は、差出人が払い込んだ金額又は差出人の口座に払出登記した金額に等しいものとする。指定された事業体に過失があった場合には、払戻しの金額に郵便送金業務の料金を加算する。

1.2 代金引換為替については、払戻しは行われない。

第二章 調査請求及び責任

第十九条 調査請求

- 1 調査請求は、郵便送金指図が受け付けられた日の翌日から起算して六箇月以内に限り認められる。
- 2 指定された事業体は、自国の法令に従うことを条件として、郵便送金指図に係る調査請求の費用を利用者から徴収する権利を有する。

第二十条 利用者に対する指定された事業体の責任

1 資金の取扱い

1.1 振出側の指定された事業体は、代金引換為替の場合を除くほか、次に掲げる時まで、窓口において払

い込まれた金額又は差出人の口座に払出登記した金額について差出人に対して責任を負う。

1.1.1 郵便送金指図が正規に払い渡される時

1.1.2 受益者の口座に受入登記される時

1.1.3 差出人に対し現金又は差出人の口座への受入登記により払い戻される時

1.2 振出側の指定された事業体は、代金引換為替については、代金引換為替が正規に払い渡され、又は受益者の口座に受入登記される時まで、窓口において払い込まれた金額又は差出人の口座に払出登記した金額について受益者に対して責任を負う。

第二十一条 指定された事業体相互の義務及び責任

1 指定された事業体は、自らが行った誤りについて責任を負う。

2 責任に関する条件及びその責任の範囲については、この約定の施行規則に定める。

第二十二条 指定された事業体に対する免責

1 指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。

1.1 業務の実施における遅延があった場合

1.2 郵便送金業務に関する情報の不可抗力による損傷のため郵便送金指図の実施について説明することができない場合。ただし、指定された事業体の責任に関して別段の証拠があるときは、この限りでない。

1.3 損害が差出人の過失又は怠慢から生じたものである場合。特に、郵便送金指図の裏付けとなる正確な情報（送金される資金が合法的な出所からのものであること及び郵便送金指図が合法的な目的で行われるものであることを含む。）を提供する差出人の責任に関する過失又は怠慢から生じたものである場合

1.4 送金された資金が差し押さえられた場合

1.5 捕虜又は抑留された文民の資金の場合

1.6 利用者がこの約定に定める期間内に調査請求を行わなかった場合

1.7 振出国における郵便送金業務の時効期間が満了した場合

第二十三条 責任に関する留保

1 二国間の合意がある場合を除くほか、責任に関する前三条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三章 財務関係

第二十四条 会計規則及び財務規則

1 会計規則

1.1 指定された事業体は、この約定の施行規則に定める会計規則を遵守する。

2 月次計算書及び総計算書の作成

2.1 払渡側の指定された事業体は、振出側の指定された事業体ごとに、郵便送金業務の払渡金額についての月次計算書を作成する。この月次計算書は、内払金を含む総計算書であって残高を明らかにするものに同一の間隔で組み込む。

3 内払金

3.1 指定された事業体間の交換において不均衡が生じた場合には、振出側の指定された事業体は、少なくとも月一回、期間の始めに、払渡側の指定された事業体に対して内払金を支払う。決済の頻度が週一回を超える場合には、事業体は、内払金の免除について取り決めることができる。

4 集中口座

4.1 原則として、指定された事業体は、利用者の資金のために一の集中口座を有する。これらの資金は、

受取人に払い渡された郵便送金指図を決済し、又は実施されなかった郵便送金指図を差出人に払い戻すためにのみ使用する。

4.2 指定された事業体が支払う内払金は、払渡側の指定された事業体の集中口座に受入登記される。これらの内払金については、受取人への払渡しのためにのみ使用する。

5 保証預託金

5.1 この約定の施行規則に定める条件に基づき、保証預託金の支払を要求することができる。

第二十五条 決済及び清算

1 集中決済

1.1 指定された事業体の間の決済は、この約定の施行規則に定める手続に従って集中清算機関を通じて行うことができるものとし、指定された事業体の集中口座から行う。

2 二者間の決済

2.1 総計算書の残高に基づく請求

2.1.1 一般的に、集中清算制度に参加していない指定された事業体は、総計算書の残高に基づいて自己の

口座の決済を行う。

2.2 決済用口座

2.2.1 指定された事業体は、郵便振替制度を有する場合には、相互に決済用口座を開設し、当該口座を通

じて、郵便送金業務に係る相互間の債務及び債権を決済することができる。

2.2.2 払渡側の指定された事業体が郵便振替制度を有しない場合には、他の金融機関に決済用口座を開設
することができる。

2.3 決済のための通貨

2.3.1 決済については、名宛国の通貨又は指定された事業体の間で取り決める第三通貨で行う。

第三部 経過規定及び最終規定

第二十六条 大会議の際の留保

1 連合の趣旨及び目的と両立しない全ての留保は、認められない。

2 原則として、自国の見解が他の加盟国によって受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、正当な理由を有するものと

する。

3 この約定に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一の言語による書面により議案として大会議に提出する。

4 大会議に提出された留保は、有効なものとなるためには、当該留保が関係する規定の改正に必要な多数により承認されなければならない。

5 留保は、原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用する。

6 この約定に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの約定の最終議定書に規定する。

第二十七条 最終規定

1 この約定に明文の定めのない事項については、適当な場合には、条約の規定を準用する。

2 万国郵便連合憲章第四条の規定は、この約定については、適用しない。

3 この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件

3.1 大会議に提出された議案であつてこの約定に関するものは、実施されるためには、この約定の締約国

である加盟国（投票権を有するものに限る。）であつて出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）であつて大会議に代表を出しているものの二分の一以上が出席していなければならない。

3.2 この約定の施行規則に関する議案は、実施されるためには、この約定の署名国又は加入国である郵便業務理事会の理事国（投票権を有するものに限る。）であつて出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。

3.3 大会議から大会議までの間に提出された議案であつてこの約定に関するものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

3.3.1 規定の追加に関する議案については、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上

3.3.2 この約定の規定の改正に関する議案については、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の過半数

3.3.3 この約定の規定の解釈に関する議案については、投票の過半数

3.4
3.3.1 の規定にかかわらず、加盟国は、自国の法令が提案された追加に適合していない場合には、当該追加の通報の日から起算して九十日以内に、当該追加を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

第二十八条 この約定の効力発生及び有効期間

1 この約定は、二千十八年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千十六年十月六日にイスタンプールで作成した。

郵便送金業務に関する約定の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで作成された郵便送金業務に関する約定に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条 事業体の役割

1 フランスについては、約定第五条4の規定に関し、並びに約定第三条及び第四条の規定の適用上、フランスの指定された事業体は、約定に署名した加盟国の事業体との間においてのみ郵便送金業務を開始することができる。

2 1に規定する事業体のいずれかが指定された事業体でない場合には、当該事業体は、フランスの指定された事業体から受け取った郵便送金指図の払渡しのみを行うことができる。フランスの指定された事業体と送金取決めを行うためには、当該事業体は、郵便送金指図の独占的な実施に参加する旨の宣言を関係する加盟国の権限のある当局宛てに行い、その写しを当該送金取決めに先立って提出する。当該加盟国は、その裁量により、当該宣言の写しに承認を付することができる。

3 1及び2の規定は、相互主義により、フランスの領土において、約定に署名した他の加盟国の指定された事業体と独占的に提携することを希望するフランスの事業体についても適用される。

以上の証拠として、下名の全権委員は、これらの規定が約定中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千十六年十月六日にイスタンブールで作成した。